

## 1 はじめに

### (1) 基本方針の策定

「いじめ防止対策推進法」(平成25年6月公布)により、いじめ防止等のための対策に関し、国や地方公共団体等の責務が明らかにされた。さらに、「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成25年10月策定、平成29年3月最終改定)、「長崎県いじめ防止基本方針」(平成29年7月改定)、「諫早市いじめ防止基本方針」(平成30年2月改定)が、さらなるいじめの防止、いじめの早期発見及び対処のための対策を効果的に推進するために策定された。

学校として、国や県の動向を踏まえ、市、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して、学校いじめ防止基本方針を策定する。

### (2) いじめの定義

**「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との認識を持ち、いじめを根絶するために、まず、「いじめ」を正確に認知する必要がある。そのため、いじめの定義をしっかりと確認する。**

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(第2条)

### (3) 本校の目指す生徒像

- 自ら求めて学び、考え、判断し、主体的に行動する生徒 (自律)
- 志を持ち、自らの未来を切り開こうとする生徒 (創造) 校訓
- 健やかな体と強い心を持ち、互いに認め合い高め合う生徒 (健康)

## 2 いじめの防止

いじめを生まない生き生きとした学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域社会との連携強化、いじめの問題を自分たちの問題と捉えられる子どもの自己指導能力の育成などに取り組む。

<b>(1) いじめ防止に対する組織</b>	
特定の教職員が問題を抱え込むことなく、いじめの重大性を全職員で認識し、校長を中心に一致協力した指導体制をとる。	
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 10px;">いじめ防止対策委員会</div>	
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 10px;">校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター</div>	
※必要に応じて：心の教室相談員、学校評議員、学校支援会議委員、民生委員	
<b>(2) 教職員の指導力向上</b>	
○校内研修の充実 「いじめ対策ハンドブック」、「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」(県教委作成)の活用 ○教職員自身の人権感覚を磨く 「人権教育をすすめるために」(県教委作成)の活用	
<b>(3) 人権教育の充実</b>	<b>(4) 道徳教育の充実</b>
○いじめは相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではないということを理解させる。 ○生徒たちが人の痛みを思いやることができるよう、生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに人権意識の高揚を図る。 ○環境づくり(ユニバーサルデザインを意識) 隠れたカリキュラムの存在を意識する。 ・教師の言動(生徒のモデル)、生徒の言動 ・掲示物・板書・家庭学習の量や方法	○心根が揺さぶられる教材や資料を通して、人としての気高さや心遣い等に触れることにより、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止や生徒達の自浄効果を高める。 ○生徒一人一人の考え方や感じ方、自分自身との違いを認識し、相手の心情を考えた言動ができる態度を育む。 ○「長崎っ子の心を見つめる教育週間」等を活用し、いじめ防止や生命尊重等道徳性の育成をねらいとした取組(道徳の授業の公開)を行う。

<p>(5) 生徒の自己肯定感の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ボランティア体験、職場体験など一般社会と関わる体験を通して、社会の一員としての存在感を体感させ、生きる力を育む。</li> <li>○行事等への取組を通して、級友との絆や協力に対する意識を高揚させ、活動の達成感を味わうことにより、よりよい人間関係の構築を図る。</li> </ul>	<p>(6) 生徒の自己指導能力の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ根絶集会を実施する。 「いじめ撲滅宣言」(平成21年度諫早市立中学校連合生徒会策定)を活用する。</li> <li>○生徒会役員等による朝のあいさつ運動を実施する。</li> <li>○平和学習・集会、人権学習・集会を実施する。</li> <li>○「非行防止教室のための教師用指導資料」等を活用し、生徒の規範意識や思いやりの心の育成を図る。</li> <li>○通信メディアを介しての個人情報への書き込みやネットいじめに対する理解を深め、正しい使用法について生徒及び家庭に周知徹底する。</li> </ul>
<p>(7) 特に配慮が必要な生徒への対応</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○発達障害を含む、障害のある生徒が関わるいじめについては、いわゆる二次被害を防ぐという観点からも、教職員が個々の生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行う。あわせて、当該生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。</li> <li>○海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒は、言語や文化の差から、学校での学びに於いて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、生徒、保護者等の外国人生徒等に対する理解を促進するとともに学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。</li> <li>○性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認については様々な考え方や捉え方があることを踏まえ、特定の考え方に固執しないよう教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。</li> </ul>	
<p>(8) 家庭・地域社会、関係機関との連携強化</p>	
<p>家庭やPTA、地域の関係団体とともに、いじめ問題等について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けた地域ぐるみの対策を行う。また、保護者向けリーフレット「大切な子どもたちをいじめから守るために」等を活用し、学校・保護者・地域等が一体となって取り組む。</p>	
<p><b>【家庭・地域社会との連携】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○教育相談、三者面談の実施</li> <li>○授業参観、学年・学級育友会の実施</li> <li>○広報活動、地域行事巡回指導</li> <li>○朝のあいさつ運動への参加</li> </ul>	<p><b>【関係機関との連携】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○スクールカウンセラーとの相談活動の実施</li> <li>○少年センター、SSW、医療機関との連携</li> <li>○民生委員、主任児童委員との連携</li> <li>○学校支援会議と連動した啓発活動の推進</li> </ul>
<p>(9) 学校基本方針の周知と評価</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○年度始め等、生徒、保護者、関係機関等へいじめ問題に対する学校の基本方針を必ず説明し、学校や保護者の責任等を明らかにするとともに、保護者や地域の理解を得る。</li> <li>○より多くの大人が子どもの悩みや、相談を受け止めることができるようにする。</li> <li>○学校基本方針の取組に対する実施状況を学校評価の項目に位置付け、目標の達成状況を評価し、その結果を踏まえ、取組の改善を図る。</li> <li>○「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」を定期的に活用し、計画的かつ継続的な点検・評価に取り組むとともに、いじめに対する教職員の問題意識を持続させる。</li> </ul>	

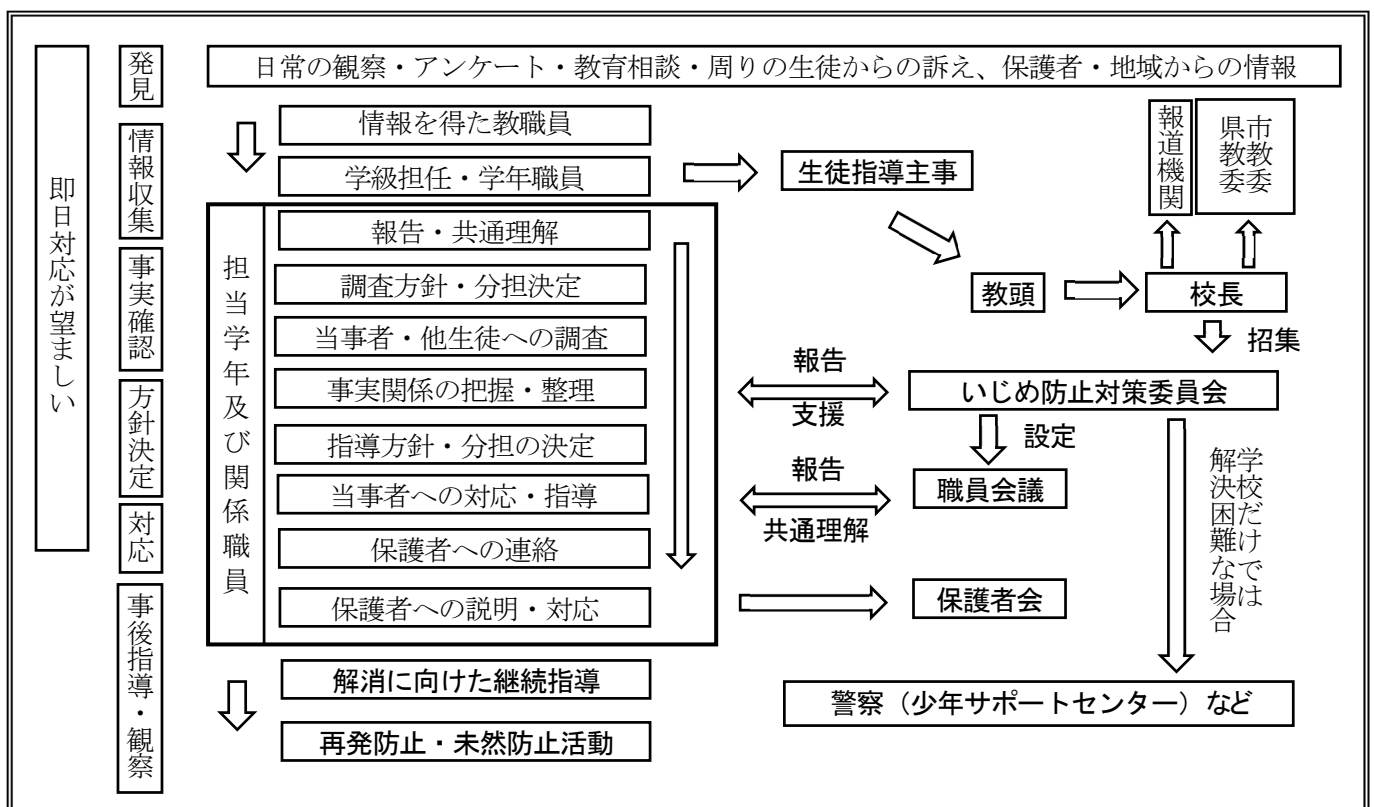
### 3 いじめの早期発見

子どもに関する情報を全職員で共有することは、いじめ問題への具体的取組の第一歩である。このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、アンケート調査や教育相談の実施、さらには、メッセージ「長崎県の子どもたちへ」等の活用により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

(1) 教職員による観察や情報交換 日々の観察を通して、生徒の些細な変化に気づいた場合、教職員がいつでも情報を共有できる工夫（5W1H、気づき、メモ）を行う。 ○休み時間や昼休み、放課後の生活を観察し、人間関係や行動の変化をとらえる。 ○生活ノートや学級日誌等とおして、学級の様子や日々の生活の様子を把握する。 ○朝の健康観察や保健室の利用等とおして、心身の健康状態に注目し、異変を感知する。	
(2) アンケート調査や個人面談の実施 ○教育相談期間を年3回設定し、学校生活や友人関係、家庭での様子を把握するとともに、教師との信頼関係を構築する。 ○学校生活に関するアンケートを毎月、1回実施し、情報収集するとともにいじめを抑止する。 ○その他必要に応じて、アンケート調査や個別面談等を実施する。	(3) 情報の収集 ○週に一度生徒指導部会を実施し、各学年の生徒の生活の様子や問題行動、不登校生徒の情報共有を図り、その対応を検討する。 ○月に1回、特別支援委員会を実施し、配慮を要する生徒の状況や支援内容を確認する。 ○PTA役員会や保護司との情報交換会、学校支援会議等とおして、情報を収集する。
(4) 教育相談体制の整備 生徒や保護者の悩みを第三者と相談できる体制を整える。そのために、心の教室相談員、SSW、少年センターと連携し、専門家の活用を図る。	(5) 相談機関等の周知 学校以外の相談窓口（24時間子供SOSダイヤル、メール相談窓口、親子ホットライン等）について、周知や広報を継続して行う。

#### 4 いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下に取り組む。



#### (1) いじめの発見や相談を受けたときの対応

- 遊びや悪ふざけに見えても、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。
- 生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。
- ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりを持つ。
- いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- 正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。

(2) 組織的な対応
○発見・通報を受けた教職員が一人で抱え込まず、「いじめ防止対策委員会」へ報告し、その情報を共有する。
○「いじめ防止対策委員会」が中心となり、速やかにその指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。

(3) いじめられた生徒及びその保護者への支援	(4) いじめた生徒への指導、その保護者への助言
○事実確認と共に、つらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。	○いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめた気持ちや状況になった背景を聞き、いじめの内容について聞き出す。
○日頃の頑張りを評価し、自信を持たせる言葉をかけて自尊心を回復させる。	○いじめが確認された場合、学校として組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
○心のケアや様々な弾力的措置等、絶対に守り通すための対応を行う。	○いじめられた生徒の心情を理解させるとともに、自分の行動を反省させる。
○家庭訪問等により、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、今後の対応について保護者と情報を共有する。	○いじめの状況に応じて、心理的孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導（出席停止も含む）の他、警察等との連携による措置も含め毅然とした対応を行う。
○いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制を作る。	○確実な情報を迅速に保護者に伝え、継続的な助言を行う。
○心の教室相談員を活用するとともに状況に応じてスクールカウンセラー、SSW等の外部専門家の協力を得る。	

(5) いじめの実態調査
アンケート調査等を実施し、その結果を基に、聞き取り対象者の絞り込みを行う。

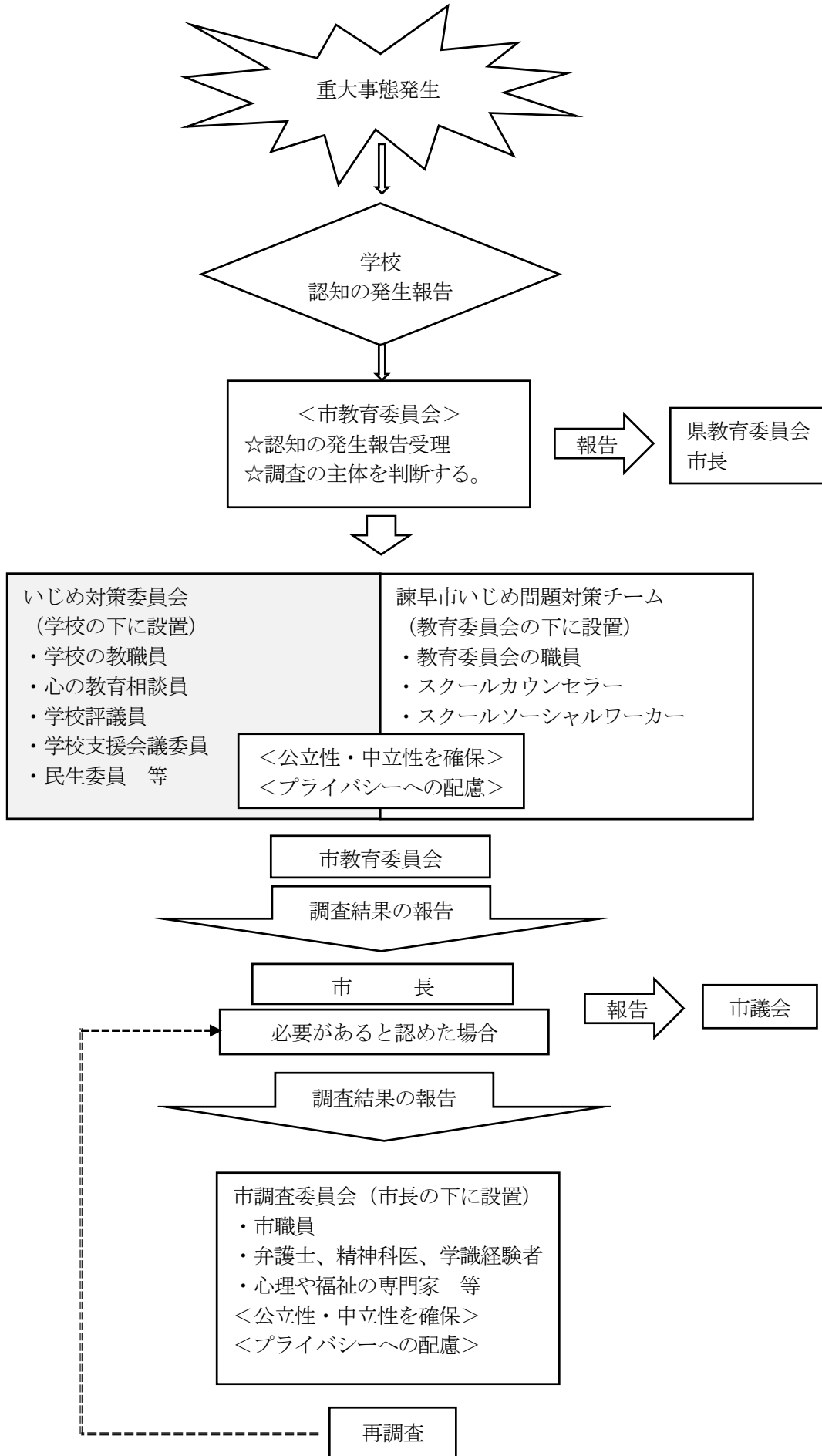
(6) 集団への働きかけ
○はやし立てたり面白がったりする存在の「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるよう指導する。
○誰かに相談する勇気を持つよう指導する。
○互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

(7) いじめ解消の要件	
いじめが「解消している」という状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。進級・進学・転学の場合は、引継ぎシート等を活用し、情報を確実に引き継ぐ。	
(要件1) いじめに係る行為が止んでいること。	(要件2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
○被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、市教委又は学校いじめ防止対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。	○いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
○教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害及び加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。	○学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ防止対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。
上記の「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する。	
いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な指導を行う。	

(8) ネット上でのいじめへの対応

- ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直に削除する措置をとる。
- 必要に応じ、長崎県メディア安全指導員(ネットパトロール)や警察、法務局等と適切な連携を図る。

5 重大事態への対処



重大事態が発生した場合、次のとおり対処する。

調査を要する重大事態の例

- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
  - ・生徒が自殺を企画した場合
  - ・身体に重大な損害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
  - ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も市教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識する。
- その他の場合
  - ・生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合。

(1) 報告と調査
<p>速やかに市教育委員会及び県教育委員会に報告し、市教育委員会の判断及び指導・支援の下、校長が中心となっていじめ対策委員会及び職員会議を設定し、事案についての共通理解と指導方針を確認する。なお、調査の主体が市教育委員会に置かれる場合もある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○事実関係を明確にするための調査の実施</li> <li>○調査結果の報告（学校→市教育委員会→市長）            ※市長による再調査            必要に応じて、第三者機関による再調査を行う。</li> <li>○被害生徒及び保護者への情報提供</li> </ul> <p style="text-align: right;">具体的には、「諫早市いじめ防止基本方針」p21～24に記載のとおり</p>
(2) 緊急保護者会
<p>学級や学年の保護者に説明する必要の是非について協議し、必要であれば当事者の同意を得たうえで緊急保護者会を実施する。</p>
(3) 報道対応
<p>報道機関への対応の窓口を明確にし、誠実な対応を行う。また、生徒の個人情報や不確かな情報の流出防止のための配慮を徹底する。</p>

## 6 年間計画

4月	○学校基本方針の確認・PTA 総会説明 ○配慮を要する生徒の把握と共通理解	10月	
5月	○生徒指導部会【事例研修】	11月	○三者面談，教育相談 ○人権学習・集会 ○地域行事巡回指導【PTA 活動】
6月	○長崎っ子の心を見つめる教育週間 【いじめ根絶集会】 ○メディア安全講習会 ○教育相談	12月	○学年・学級PTA
7月	○学年・学級PTA ○地域行事巡回指導【PTA 活動】	1月	○学年末評価【チェックリスト】
8月	○三者面談	2月	○教育相談
9月		3月	○配慮を要する生徒の引継作業

※ いじめ把握に関するアンケートは月1回実施する。